

令和4年1月26日

施設利用のみなさまへ

倉敷市

市内屋内スポーツ施設の臨時休館の延長について

感染力の強いオミクロン株の急拡大を踏まえ、岡山県の全域を対象に、令和4年1月27日（木）から2月20日（日）まで「まん延防止等重点措置」が適用されます。

市内屋内スポーツ施設の臨時休館については、令和4年2月13日（日）までとしておりましたが、岡山県の「まん延防止等重点措置」の期間に合わせて、2月20日（日）まで延長します。

記

1 期間

令和4年1月24日（月）から令和4年2月20日（日）まで

2 対象施設

倉敷運動公園・水島緑地福田公園・中山公園・玉島の森・児島地区公園・真備総合公園内の屋内スポーツ施設、倉敷武道館、水島武道館、児島武道館、玉島武道館、船穂武道館、真備柔剣道場、倉敷体育館、水島体育館、倉敷市屋内水泳センター

3 利用制限の内容

- ・期間中の新規利用・予約を中止します。
- ・既に予約済の場合は、中止又は延期を検討してください。
- ・練習での利用は、不可とします。
- ・中止又は延期が困難な大会等については、感染防止策が徹底されたもののみ利用を認めることとします。

4 その他

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- ・既に納付済みの使用料は、還付しますので、各施設の窓口にお問い合わせください。
- ・今後の状況に応じて、運用を変更する場合があります。